

銀行等引受債（令和7年3月借入分）貸付利率見積書について（仕様書）

1 借入事業及び借入額一覧

No.	事業名	償還期間（うち据置）（年）	借入額（千円）
1	旧市民会館解体事業	10(1)	166,700
2	広域幹線道路整備事業	15(3)	7,300
3	地方道路等整備事業	10(1)※	47,400
4	排水路整備事業	10(1)※	21,600
5	合併市町村幹線道路緊急整備支援事業	10(1)※	41,300
6	小学校特別教室空調整備事業	10(1)	48,000
7	特別措置分	10(1)	54,900
計			

2 借入条件

(1) 金利

固定金利方式

(2) 償還日

3月、9月の各25日（第1回償還日：令和7年9月25日）

(3) 償還方法

半年賦元金均等償還

（ただし、「※」については元金を20年ペースで償還していき、10年後に残額を借換える）

(4) 借入方法

証書借入

(5) 借入日

令和7年3月25日（火）

3 郵送による見積書等の提出

(1) 提出書類

- ・支店名で見積書を作成する場合は、本店からの委任状を同封してください。
- ・見積書の貸付利率欄に、事業ごとに借入日における貸付利率を小数第3位まで記入願います。

(2) 提出方法

- ・見積書を入れた封筒を郵送用封筒に封入し、一般書留又は簡易書留により郵送してください。
見積書を入れた封筒には、見積合わせ日、件名、商号又は名称を明記願います。
- ・見積書の到着期限は令和7年3月5日（水）の17時15分までとします。

(3) その他

- ・市長が特に必要があると認める場合を除き、見積書郵送後の辞退は認めません。
- ・見積書、指定書類が到着期限までに到着しなかった場合は、当該見積合わせを辞退したものとして取り扱います。
- ・(2) 提出方法 に定めた方法以外の提出は受け付けません。

4 開札

- ・開札は、別紙「銀行等引受債貸付利率見積合わせについて」に記載された日時、場所において執行します。
- ・執行は、財政課職員及び当該入札事務に関係のない職員に立ち会わせて見積合わせを行います。
※見積合わせの立ち会いについては実施しませんので、あらかじめご了承ください。

5 借入先の決定方法

- ・借入先は、それぞれ借入対象事業別に、最低利率を提示した金融機関とします。
- ・借入先となるべき同利率の金融機関が2者以上あるときは、借入先を保留した上で、くじにより借入先を決定します。くじの執行方法については、別紙「くじにおける借入先の順位の決定方法」を参照してください。

6 無効の見積もり

次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とします。

- (1) 見積合わせに参加する資格のない者が行った場合
- (2) 見積合わせの方法に違反して行われた場合
- (3) 見積書に記名がない場合
- (4) 見積書の利率を訂正している見積もり又はその他必要事項が確認しがたい場合
- (5) 同一見積合わせ案件について同一人が2通以上の見積書を提出した場合
- (6) 指定の方法以外で見積書等を提出した場合
- (7) 見積書が到着期限を過ぎて到着した場合
- (8) 見積書郵送用封筒記載の件名、差出人名と同封された見積書の件名又は商号又は名称が相違する場合
- (9) 見積書郵送用封筒に案件名又は差出人名が記載されていない場合
- (10) 見積書及び指定書類が郵送用封筒に同封されていない場合
- (11) 明らかに不正によると認められる場合
- (12) その他市長が定める条件に違反して行われた場合

7 落札結果の公表

- ・落札金融機関へは電話により連絡をします。
- ・見積合わせの結果は、市ホームページに掲載します。

8 見積合わせの辞退

- ・見積合わせを辞退する場合は、令和7年3月5日（水）までに辞退届を郵送にて提出してください。

9 問い合わせ先

〒315-8640

茨城県石岡市石岡一丁目1番地1

石岡市役所 財務部財政課

0299-23-7293